

和光市告示第 1 7 9 号

和光市勤労福祉センター運営検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和 6 年 7 月 1 日

和光市長 柴崎 光子

和光市勤労福祉センター運営検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 和光市勤労福祉センター条例（平成 4 年条例第 1 9 号）第 1 条の規定により設置された和光市勤労福祉センターの運営等について検討するため、和光市勤労福祉センター運営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 和光市勤労福祉センターの運営に関することについて
- (2) 和光市勤労福祉センターの事業について

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 7 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者又は市内関係団体を代表する者
- (2) 和光市勤労福祉センター近隣事業者
- (3) 松ノ木島土地区画整理組合の関係者
- (4) 公募による施設利用者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員のうちから市長が指名する者をもってこれに充てる。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、当該会議への出席、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市民環境部産業支援課において処理する。

(委任)

第6条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(和光市勤労福祉センター在り方検討委員会設置要綱の廃止)

2 和光市勤労福祉センター在り方検討委員会設置要綱（令和4年告示第24号）は、廃止する。